

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月15日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第3</b> （第48条関係）			<b>別表第3</b> （第48条関係）		
課 名	職 名	職 務	課 名	職 名	職 務
(略)			(略)		
捜査第一課	(略)		捜査第一課	(略)	
	性犯罪捜査 指導官	(略)		女性被害犯 罪捜査官	(略)
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。